

建築士法関係手数料改定新旧表（京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）抜粋）

現行（～令和7年3月31日）			改定後（令和7年4月1日～）		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
事務	手数料の名称	手数料の額	事務	手数料の名称	手数料の額
1～51の1（略）			1～51の1（略）		
51の2 建築士法第5条第3項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の書換え交付	二級建築士免許証等書換え交付手数料	1件につき <u>6,010円</u>	51の2 建築士法第5条第3項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の書換え交付	二級建築士免許証等書換え交付手数料	1件につき <u>6,310円</u>
51の3 建築士法第11条第2項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の再交付	二級建築士免許証等再交付手数料	1件につき <u>6,010円</u>	51の3 建築士法第11条第2項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の再交付	二級建築士免許証等再交付手数料	1件につき <u>6,310円</u>
52 建築士法第23条の2の規定による建築士事務所の登録 (1) 一級建築士事務所に係るもの (2) 二級建築士事務所又は木造建築士事務所に係るもの	建築士事務所登録手数料	1件につき <u>15,300円</u> 1件につき <u>10,200円</u>	52 建築士法第23条の2の規定による建築士事務所の登録	建築士事務所登録手数料	1件につき <u>24,000円</u>
53～216（略）			53～216（略）		